

大東監告示第5号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和5年度第3回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和6年10月23日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 小南いちお

【担当 監査委員事務局】

令和5年度第3回 定期監査等の結果に対する措置の状況

学校教育政策部

【指導・人権教育課】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 起案書の追加記載について</p> <p>「令和5年度部活動地域移行モデル実施に係る指導者（メディア部）の配置に伴う報酬および費用弁償の支出について」及び「日本語指導要員の派遣に伴う保険料の支出について」の起案書においては、決裁終了後、改めて報償費の対象となる人物を追加記載し、支出負担行為の変更を行っている。本来は別途追加起案を行い、決裁をとるべき事案であるにも関わらず、起案書の捏造にあたるような取扱いとなっている。起案者の責任は当然のこと、上司も支出負担行為の更正で不適切な取扱いに気づくべきであり、当該課の職員全体の事務処理能力の引き上げが急務である。</p>
指導・人権教育課 措置状況
<p>「令和5年度部活動地域移行モデル実施に係る指導者（メディア部）の配置に伴う報酬および費用弁償の支出について」及び「日本語指導要員の派遣に伴う保険料の支出について」の起案書においては、電子決裁導入前の起案であることから、従前の方法による追記によって指導者を追加することが可能であると判断をいたし処理してまいりましたが、ご指摘いただいて以降は、同様のケースが生じた場合、新たに起案するかたちで改善いたしております。</p>

【指導・人権教育課】、【教職員課】

監査委員 指摘事項
<p>(2) 調定や支出負担行為の重複について</p> <p>源泉所得税収納の調定や報償費の支出負担行為において、重複しているケースが2つの課で少なからず見られた。歳計外現金は歳計現金ほどのチェックがかからないことや、支出負担行為が重複しても支出しなければ実損がないことから、重複されたままになっているものと思われるが、定められた方法に忠実に適正に取り扱われた。</p>
指導・人権教育課 措置状況
<p>定期監査時（R6.3.21）に歳計外現金（源泉所得税）の調定に関してご指摘いただいた処理の誤りについてでございますが、会計室の月計が締まっていたため、修正・削除ができない状況にあり、データが残っております。今後は不要伝票が生じた場合、速やかに処理いたします。</p>

教職員課 措置状況

定期監査でのご指摘内容に基づき、重複した伝票の削除を試みましたが、会計室における月計が締まった後であったことから、システム上、削除することができませんでした。今後は、伝票の重複が発生しないよう努めます。

【指導・人権教育課】、【ICT 教育戦略課】

監査委員 指摘事項

(3) 随意契約について

随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する必要があるが、その理由に曖昧な点が残るケースがある。「部活動地域移行モデル実施に伴うコミュニケーションツールシステム」や「資産管理用ライセンス」の導入において、同システムを取り扱う事業者が唯一ということで 2 号随意契約としているが、同システムの採用に至った経過の記述が欠けている。「採点システム」においても当該システムの試用に至る経過は記載されているが、他者製品との比較が文書に記載されていない。宿泊行事に係る労働者派遣業務において、1 号随意契約としているが複数見積を聴取した形跡がない。ソフトウェアは、一旦導入すると変更時に支障が生じたり、コストが嵩んだりするため、他のソフトウェアへの変更が難しく、それに接続するソフトウェアを含めて、随意契約を多用する傾向がある。実際に今回の定期監査の対象とした部でも随意契約が多用されており、特定の事業者との契約が多くなっている。今の手続が違法とは言えないが、市民から疑念を持たれることのないよう、適正な契約事務の執行に最大限対応していただきたい。

指導・人権教育課 措置状況

随意契約につきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する必要がありますが、今年度の随意契約に関しましては、多方面からの情報を収集し、費用面、使い勝手、先行導入の自治体等総合的に判断し、契約締結に至っております。システムの採用に至った経過と他者製品との比較についての説明不足に関しましては、今後は詳細な記述を行うよう努めて参ります。

また、宿泊行事の起案書に見積書の添付がなかった件につきましては、見積徴取は実際にはしていましたが添付をしておりませんでした。今後、徴取した見積書につきましては、必ず添付するよう改善して参ります。

ICT 教育戦略課 措置状況

「採点支援システム」や「資産管理用ライセンス」につきましては、導入時に競合製品の有無や要求水準を満たしているかなどの検証は行っていましたが、ご指摘のとおり、起案等にその内容が明記されておりませんでした。このため、競争原理を働かせることはもとより、そうでない案件についても選定経過が明確に分かるよう整理し、起案に添付するなど、市民に疑念を持たれることのないよう適正な契約事務

の執行に努めているところです。

【ICT 教育戦略課】、【教育研究所】

監査委員 指摘事項

(4) 収納について

児童・生徒に貸与しているACアダプタの破損、紛失等に対する実費弁償について、当初の請求後、長期間放置されていると思われるケースが見られる。督促、催告を実施し、適正な収納事務を実施されたい。又、学力向上ゼミは、公益社団法人全国学習塾協会に事業の実施を委託しており、受講料の収納を同協会が派遣した講師が行っている。受講料は調定を上げ、その金額を収納しているが、そもそも受講生個々の受講料決定の起案が行われていない。更に地方自治法施行令第158条に定められた私人への公金収納の委託が行われていないし、授業料は同条第1項各号に定められた私人への公金収納の委託が可能な収納に合致することには疑問がある。早急に収納手続の適正化を検討・実施されたい。

ICT 教育戦略課 措置状況

ACアダプタの実費弁償につきましては、定期的に納付状況を確認し、納付がされていない家庭については、早急に学校に返却状況の確認を行い、返却が無い場合は納入通知書を再送付するなど、請求後に長期間放置されることのないよう手続きを改善いたしました。

教育研究所 措置状況

学力向上ゼミは、公益社団法人全国学習塾協会に事業の実施を委託しているところですが、昨年度の定期監査でご指摘いただいた私人への公金収納の委託手続きについて、改善したことを報告いたします。

令和6年4月19日付大東市告示第32号で、公益社団法人全国学習塾協会の領収印により「学力向上ゼミ」の受講料としての公金を収納することについて、告示しました。これにより、公金収納手続きの適正化を実施いたしました。

受講生個々の受講料決定については、学力向上ゼミの募集ちらしと受講決定通知を起案することにより、ひと月の受講料を保護者に通知しているところです。

ひきつづき、公金の適正な収納につとめてまいります。

【指導・人権教育課】

監査委員 指摘事項

(5) 資金前渡について

資金前渡制度は、資金前渡を受けた者が裁量をもって支払いができる比較的使い

やすい制度であるため、法令によって使える範囲に制限が設けられている。部活動地域移行モデル実施における大阪府及び北河内地区の中学校体育連盟への登録費は、会計規則第 41 条に列挙された条件に合致しない。法令に資金前渡が許可された事案であっても、行政改革や職員の不正防止の観点から極力、職員が現金を取り扱うことは避けるよう工夫されたい。

指導・人権教育課 措置状況

「部活動地域移行モデル実施における大阪府及び北河内地区の中学校体育連盟」への登録費につきましては、会計規則第 41 条 6 号の「保険料」にはあたりませんが、会計規則を再確認いたしました結果、第 41 条 10 号の「経費の性質上現金支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼす経費」にあたるため、今後、同様の事案が発生した場合、適切に対応いたします。